

令和6年度 第2回東員町地域包括支援センター運営協議会、
地域密着型サービス運営委員会、地域包括ケア推進会議 会議録

日時：令和7年3月25日（火）13：00～15：20

場所：東員町役場西庁舎201会議室

出席者：山本委員（会長）、福本委員（副会長）、岡野委員、伊藤委員、森委員、近田委員、

小川委員、芝田委員、野尻委員、萩野委員、森脇委員、橋本委員、鈴木委員

児玉健康長寿課長、太田副課長、山中課長補佐、小林主査、小山第1地域包括支援センター長、

第1地域包括支援センター高橋、江口第2地域包括支援センター長

欠席者：佐藤委員、宮澤委員、渡邊委員

○事務局（課長補佐）

お待たせいたしました。

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

野尻先生がまだお越しではありませんが、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回東員町地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、地域包括ケア推進会議を始めさせていただきます。

初めに、健康長寿課長、児玉よりご挨拶申し上げます。

○健康長寿課長

本日はお忙しい中、令和6年度第2回の地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、地域包括ケア推進会議にご出席いただき誠にありがとうございます。

本会議は介護保険法に基づき、市町村が設置している地域包括支援センターの運営等に関する重要事項についてご意見・ご協議をいただく東員町地域包括支援センター運営協議会のほか、計3つの会議を同日に開催させていただくものです。

今回は、昨年9月の委員改選から初めての会議となります。

本来であれば、委員の皆様お一人お一人に町長から直接委嘱状をお渡しさせていただくところですが、公務の都合上あらかじめ皆様の机に置かせていただいておりますのでご了承ください。

今回新たに4人の方々に委員としてお世話になりますのでご紹介させていただきます。事前にお配りさせていただいた資料を1枚めくっていただき、事項書の裏に「委員名簿」がございます。

黄色をつけさせていただいてる方々が新たに委員としてお世話になる方々です。

順にご紹介させていただきます。

自治会長から小川様、医師代表として野尻先生、薬剤師代表として森脇先生、理学療法士代表として鈴木先生、以上4人の方々です。

その他の皆様におかれましては引き続きお世話になるということですのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、新しい委員の方々もいらっしゃいますことから、私の方から地域包括支援センターの役割や、それぞれの会議の位置付け等について少し説明をさせていただこうと思います。

<「資料1」に基づき、地域包括支援センター及び各会議の役割、位置付け等について説明>

○事務局（課長補佐）

続きまして、事項に入る前に、初回の会議となりますので皆様から自己紹介をいただきたいと思っております。

<各委員、事務局、包括から自己紹介>

○事務局（課長補佐）

ありがとうございました。

本日の会議ですが、佐藤委員、宮澤委員、渡邊委員、3人の方々から都合により欠席のご連絡

をいただいておりますので報告させていただきます。

それでは、事項に入りたいと思います。

まず、会長・副会長の選任について、要綱の規定では、互選となっておりますが、時間の都合上、よろしければ事務局案を提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

<各委員より異議なしの発言>

ありがとうございます。それでは会長を山本委員、副会長を福本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<各委員より拍手>

ありがとうございます。

それでは、会長に山本委員、副会長に福本委員、よろしく願いいたします。

お2人は前の席へお願いいたします。

それでは、山本会長にご就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

○山本会長

ただいま大役を仰せつかりました。

緊張しておりますが、皆様から承認いただきましたので、ご協力をいただきながら務めさせていただきます。

今回初めての委員さんもお見えになります。先程この会議の趣旨や目的などについて説明がありましたので、それに基づいて良い協議会になればと願っております。よろしくお願いいたします。

少し時間をいただきますと、2025年問題、それから2040年問題、もう前々から言われてますが、この2025年問題、団塊の世代がすべて75歳以上になるということで、まだまだ先のことかなと思ってましたが、突入してしまいました。

ますます高齢化が進んで、あと15年先の2040年も迎えますと、それこそ相当な高齢化社会、更には少子化、支え手がない中で、高齢者をどのように支えていくかという問題が待ってるんだらうなと思います。そういった中で、地域包括支援センターが果たす役割や期待はすごく高まってきて、相当なニーズはあるのだらうと考えています。

その中で、非常に限られた人数と予算の中で、高齢者を支えていく役割を担っていくということは、大変な時代になるし、相当な負担になっていくのではないかと思います。

やはり効率よく、力を入れるべきところと、薄く対応してもいいところを見極めながら事業をやっていないことには、包括がパンクするのではないかという気がします。各委員のご意見を十分に反映しながら、今後の包括の運営に役立てていけるよう一生懸命やっていきたいと思っています。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（課長補佐）

ありがとうございました。

それでは、お手元の事項書により進めます。

ここから先は、要綱の規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。

山本会長よろしくお願いいたします。

○山本会長

まず、地域包括支援センター運営協議会から始めます。

(1) 令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（課長補佐）

それでは、資料8ページをご覧ください。

令和7年度東員町地域包括支援センター運営方針（案）です。

〈「資料2」に基づき運営方針（案）について説明〉

○山本会長

続きまして、（2）令和7年度東員町地域包括支援センター事業計画書（案）から（4）令和7年度東員町第2地域包括支援センター取組及び収支予算（案）までについて、続けて説明をお願いします。

○第1地域包括支援センター長

それでは、資料15ページをご覧ください。

令和7年度東員町地域包括支援センター事業計画書（案）です。

〈「資料3」に基づき事業計画書（案）について説明〉

○第1地域包括支援センター長

続きまして、（3）令和7年度第1地域包括支援センター取組及び収支予算（案）です。

〈「資料4」に基づき取組及び収支予算（案）について説明〉

○第2地域包括支援センター長

続きまして、（4）令和7年度第2地域包括支援センター取組及び収支予算（案）です。

〈「資料5」に基づき取組及び収支予算（案）について説明〉

○山本会長

ありがとうございます。

（1）から（4）まで説明をいただき改めて感じるのは、大変な業務量を限られた人数でやっていたことを改めて感じました。

また説明の中でもありましたが、昨年度策定された高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の事業も反映されていると感じました。進捗管理も含めてご意見をいただければと思います。

○岡野委員

資料11ページの3、重点取組事項についてお伺いしたいと思います。

重層的支援体制整備の推進ということが書かれています。

読んでみますと、「体制整備の推進に参画します。」と書いてありますので、最終的にもう少し後に具体的には取り組まれるのだらうと思いますが、現段階で以前から言われている地域包括ケアシステムと重層的支援体制整備の違いは何なのか教えていただければありがたいです。

○事務局（課長）

資料の6ページをご覧ください。

今回、重層的支援体制整備の資料はお付けしておりませんので、地域包括ケアシステムの図を見ていただきながら説明します。ここに書かれているのは主に高齢者の生活を中心に考えたシステムで、住み慣れた地域の中で様々な主体が体制を整備して、どのような状態になっても人生の最期まで、住み慣れた地域で暮らしていけるようにしましょう。という図になっています。これは高齢者を中心に書いた図ですが、障がい者、子どもを中心とした図もあります。

重層的支援体制整備については、背景として日本の社会保障制度がこれまでそもそも縦割りで整備されてきたことにあります。高齢者、障がい者、子どもそれぞれ担当する省庁があって、役所には担当部署がある。その中で様々な施策が進められ、制度ごとに財源がつくという形でこれまで成り立ってきた。それはそれでももちろん良い面もあったんですが、昨今は非常に複雑で複合的な支援を必要とする方々が増えてきています。ひょっとすると、これまでもいたのか

もしれないけど、そこは見過ごされてきたのかもしれない。しかし、やはり現実問題として目に見えて、複雑な状況を抱えた、生きづらさを感じている方々が増えてきているということがあります。東員町でも、包括が日々対応していただいますが単純な相談がほぼ無いと聞いています。

一例を挙げるなら、高齢で認知症の方を、精神疾患のある家族が介護している。またそのお子さんが引きこもり状態であるなど。そのような複雑、複合化した課題を抱える方々が本当に増えている中で、従来の縦割りの仕組みの中だけでは対応しきれない。という状況の中、重層的支援体制整備というものを国が推奨しています。簡単に言うと、縦割りの仕組みの中においてどこにも属さない、はざまにこぼれ落ちるような方々を、とりこぼし無く対応していくような体制を作るといことが重層の仕組みです。

今申し上げたように、様々な事情で生きづらさを感じている人がいる一方で、実は行政も、制度の枠によって支援のしづらさを感じてきたということもあります。財源等の関係で、高齢者の担当部署は子どものことには関わり難いなど、組織が大きくなればなるほどそのような課題はあると思います。

東員町では、そこまで組織としても大きくなく、横の連携もしっかり取れますが、大きな自治体になると分野を超えた支援は非常に難しい。さらに財源も分かれてる。そういった問題が、この仕組みに乗れば財源も一本化され、属性を問わない支援体制を作ることができる。というのが簡単に言うと重層的支援体制整備事業になります。

東員町において、この仕組みに則ることが必要かどうかについては、見極めていく必要があると思っています。既に東員町では福祉の総合相談窓口として地域包括支援センターを2ヶ所設置しています。そういった現状も踏まえて、これから精査をしていく必要があると思っています。

○山本会長

ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

なければ私から質問します。資料の中の予算書、第1包括ですと24ページです。前々から感じていたことですが、いみじくも先ほど第1包括も第2包括も説明の後で、予算を確保して欲しいというお声が出ておりました。包括ができて（委託されて）5年になると思うのですが、最初から1,800万円の予算（委託料）額だったと思います。

大体85%以上が人件費であり、人件費というのは私どもの医療法人でもそうですが、年々上がります。下げていくことはできませんので上がる一方です。その中で人件費の上り見合いも予算化されていないということが1点、もう一つ、介護報酬が422万円ありますが、それプラス433万8千円を法人運営費から補填しているような形ですね。この4百何万円を10年間出すと4千万円以上ということで、仮に私どもの医療法人がこの事業を受けると言われると二の足を踏むような金額です。もし今の受託法人が撤退というようなことになれば受け手が無いようなことにもならないかと。受託法人に何かメリットがあるのかという点は私には分かりませんが、無いとすれば大変な負担かと思えます。令和7年度は既に当初予算が編成されていますのでどうしようもないとは思いますが、令和8年度に向けて、国・県からの財源が難しいとしても、町単で多少でも上乘せをしていかないと受け手が無くなるのではないかとということが気になりました。また、支出の中で予防支援委託費というものがあります。説明の中では、予防プランの作成を委託するわけですね。これはやはり3人という人員の中で、自前ではやりきれないという部分を委託されると思うのですが、例えばこれを、来年度は予算が難しいのであれば、少し他の事業を少し浅めにして、このケアプランなんかを自前でやって、少しでもこの本部繰入金金を少なくするというのも考えていかないと、いらぬ心配かわかりませんが、そういうことを少し感じましたので、職員給与のベースアップ分をどう考えるかということと、そもそも第1包括と第2包括同額で良いのか、どちらの高齢化率が高いのかわかりませんが、第1包括と第2包括で金額を別々にというのは難しいと思いますので、それは少し置いておいて。予算の件、即答はできないと思いますが、もしよければお答えください。

○事務局（課長）

令和元年度まで役場内に直営で1カ所、地域包括支援センターを置いていました。令和2年度

から機能強化ということで、委託の上2カ所にさせていただきました。その時点から委託料については、1カ所1,800万円ということで、5年間変わっておりません。まず、大前提としては、最初に受託法人の公募をさせていただいた時に、申し訳ないですが包括の事業はそもそも儲かる仕事ではないです。という大前提のもとをお願いをしているということが1つです。その中で、見ていただくと大半が人件費なんです。やはり相談業務が中心になりますので、コロコロと職員を変えるわけにも、人件費が安い若い職員ばかりに入れ替えて、というわけにもいかず、ベテランになれば毎年給料は上がっていきます。とは言え、町としても毎年昇給に合わせて委託料を上げていくことはできません。と言うのが当初の前提です。しかしながら、先程会長からもありましたように、この5年間の最大の変化として人件費のベースが社会全体で上がってきているということがあります。私としては、令和7年度については既に予算編成が済んでいるので難しいですが、今後せめてこの5年間の人件費ベースアップ相当分については加味するべきではないかと考えています。

もう1点、後期高齢者数の人数についても増えていきますので、それに伴い相談・対応件数も増えていきます。当然ながらそれに見合う委託料が必要ではないかと考えています。ただ、包括の委託に係る財源については、介護を社会全体で支えるという観点から国・県・保険料などにより負担されており、現在2カ所の3,600万円という金額は国等からの交付金のほぼ上限に達しています。これ以上増やすとなると、全て町からの持ち出しとなります。交付金の範囲内で委託している分については町の負担は20%弱ですが、それ以上出そうと思うと、その分は全て町の負担となります。ただ必要性は感じていきますので、財政担当とも今後折衝していく訳ですが、厳しい財政状況の中で、他事業も含めて何に優先順位をつけると考えるべきか、難しい所だろうとは思っています。収入増の部分は包括からお答えさせていただきます。

○第1地域包括支援センター長

予防支援業務委託料について、これは居宅介護支援事業所に委託をさせていただいてるものになります。ここ減らすとなると地域包括支援センターが直でケアマネジメントをする必要が出てきます。そうなりますと、事業報告書の所でもお話させていただきましたが、相談業務だけでも年間3千件を超える中、相談業務を重点的にやろうとすると予防ケアマネジメントを全てやっているとしても対応しきれなくなりますので、極力外に出せるものは出したいなということも考えています。

予防給付については国が直接居宅介護支援事業所の方にとということもあるんですが、なかなか簡単には進まないところもあります。そういう事情もありますのでご理解いただき、その他については、節減に努めたいと思います。

○山本会長

ありがとうございます。

課長から非常に前向きな回答いただけたかなと思いますので、期待していただいて、第1包括、第2包括共に頑張ってくださいと思います。（第2包括の）434万円という額は本部会計から出ているのですよね。大変じゃないですか。

○第2地域包括支援センター長

はい。

○山本会長

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

○近田委員

予算なんですが、第1包括の資料20ページ、事務事業費というところの車両費、これが3万9千円ですね。第2包括は車両費が28万円、この違いを簡単に説明いただけますか。

○第2地域包括支援センター長

第2包括として本部の車両は全く使っていない状態で、包括用として3台稼働させていただいて

います。それに係るガソリン代や整備代となります。

○第1地域包括支援センター長

第1包括もガソリン代等となります。（専用車1台分。その他は法人の車両を共用している。）

○山本会長

よろしいでしょうか。それでは時間も押していますので、続いて事項書の5番、地域密着型サービス運営委員会。こちらの事項に入らせていただきます。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（主査）

それでは、地域密着型サービス運営委員会ということで、（1）地域密着型サービス認知症対応型通所介護事業所の指定について資料6をご覧ください。令和7年2月28日付で、合同会社さとちゃん家から新規の指定申請がありました。サービスの種類としては、認知症対応型の通知介護事業所となります。事業所の名称は、さとちゃん家となりまして、所在地が東員町の長深になります。その他、平面図等を添付いただいています。精査させていただきます。令和7年の4月1日から指定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。何かご意見ございますか。

○伊藤委員

私の思い違いかもしれませんが、27ページの営業日のところ、月曜日から、土曜日、祝日となっているのですが、運営規定の32ページを見ますと、日曜日とあり、反対の表記になっています。

○事務局（課長）

確認不足で申し訳ございません。おそらく運営規定の方が間違っていると思っておりますので、確認させていただいて正しい表記とさせていただきます。

○山本会長

では、確認いただくということで、このままではちょっと承認ができないということでよろしいですかね。それともう一つ、運営規定31ページの人員基準、私どもは詳しくわかりませんが、施設基準、人員基準が当然あると思います。例えば通所介護ですと管理者は必ず常勤1名とか、生活相談員は常勤1名とか、この中身を見てみますと、ほとんどが兼務なんですよ。例えば管理者は常勤1名であるんですが、この管理者は、生活相談員の1名と兼務していると、他にも介護職員、看護職員についても、他事業所兼業ということであるんですけど、これで人員基準は満たされているのか。もう一点、補助金は町から出ているのか教えてください。

○事務局（課長）

地域密着型サービスの基準を町で定めていますので、確認しており満たしています。ただ、基準の一覧を今持ち合わせていませんのでお示しできませんが、基準は満たしています。補助については、国、県、町共に一切出ていません。先ほどの休業日の部分と合わせて、人員基準の部分についても、次回の会議の時にお示しをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本会長

そうしますと、この場で承認したということでよろしいのですか。次回、ということでは間に合いますか相手方に。

○事務局（課長）

4月の開所を希望していますので、ただいま次回と申し上げましたが、早急に修正しご報告させていただいて、その上で、他の部分について基準を満たしているということであれば、ご承認をいただけたものとして処理させていただくということでもよろしかったでしょうか。結局、先方に確認をさせていただいて修正をした上で皆様にご連絡をさせていただきます。

○山本会長

それでは、この件はペンディングということで、またお返事をいただきたいと思います。それでは、(2)東員町地域密着型サービスの状況報告について説明をお願いします。

○事務局（主査）

(2)地域密着型サービスの況報告をさせていただきます。資料7、地域密着型サービス事業所一覧をご覧ください。

<「資料7」に基づき運営状況、指定有効期限、運営指導状況等について説明>

○山本会長

この件はご質問等よろしいですね。では続いて包括ケア推進会議で、令和7年度の事業計画（案）について説明をお願いします。

○事務局（副課長）

資料8をご覧ください。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない事業や介護サービスのみならず一体的に提供される体制を整備するため、令和7年度における各事業の計画案について説明させていただきます。

<「資料8」に基づき事業計画（案）について説明>

○山本会長

何かご質問はありますか。時間も押していますので全体を通してでも結構です。

○福本副会長

ケアマネジャーとの意見交流会の部分でミューチュアルミーティングと横文字があるのですが、意見交換会（ミューチュアルミーティング）としてはどうでしょうか。皆さんに分かりやすい表現にというのが流れと思いますので。

○第2地域包括支援センター長

当初からこの名前を使っていますが、まだ浸透していないと感じますので、ご提案のようにさせていただきます。

○山本会長

他によろしいですか。

○岡野委員

先ほどの事業所指定について、この場所が指定の最終決定をするのですか。

○事務局（課長）

事業所指定は町長（町）が行いますので、ご意見をいただく場ということになります。先ほどの不明瞭な部分については必ずお示しをさせていただいた上で指定をさせていただきます。

○森委員

昨日、北勢地域の民生委員会議に出席した際、川越地区で福祉協力員を活用しているという話を聞きました。東員町には何人位いるのでしょうか。

○事務局（課長）

東員町には福祉協力員という名称で活動いただいている方はいらっしゃいません。川越町さんで活動されているのが福祉協力員という名称の民生委員さんなのか、その辺りも申し訳ありませんが把握していません。

○山本会長

あとよろしいですか。一点36ページの所で、私ども認知症疾患医療センターをやっている関係で非常に興味がありまして、この総合支援事業の中で、啓発事業と漠然と書いてありますが、例えば今年は3ヶ所を集中的にやるとか、そういう計画はないかというのと、ご存知のように、認知症基本法が施行されました。法律ができて国の考え方は、認知症の方も共に生活をする共生社会を目指すということが基本なんです。そうなりますと何が大事かという、やっぱり一般の方の認知症への理解、これが非常に大事ですので、その普及啓発というか、認知症知識の勉強というか。東員病院としてもいろんな講演の依頼を受けます。来月もいなべの民生委員の会とかですね。各組織の方でそういう集まりがあって話をしてくれということであれば、ドクターや私たちが行きます。そういうことが非常に大事だと思いますのでよろしくお願ひします。もう一点、基本法に基づいて、町の基本計画みたいなものを作らなければいけないと思いますが、その辺の計画があれば、教えていただけたらと思います。

○事務局（副課長）

おっしゃっていただいたように、認知症の普及啓発というところで、今年度は映画の上映会を開催させていただきました。若年性認知症の映画で多くの方に観ていただきました。認知症が高齢者だけの問題ではないということも含めて周知できたと思っています。来年度についてはチームオレンジを中心に、アルツハイマー月間の図書館での周知啓発であったり、また、地域でぜひとも認知症の話をしていただきたいという団体もあったと思いますので、その際にはぜひとも東員病院認知症疾患医療センターの先生方にお声掛けをさせていただき、ご協力いただければと思いますのでよろしくお願ひします。

○事務局（課長）

基本計画について私からお答えします。基本法が施行されて、昨年末でしたか、国の基本計画が公表されました。それを受けて法律上、都道府県の基本計画と市町村の基本計画の策定については努力義務ということにはなっていますが、町として認知症施策をしっかりやっていくということも踏まえ、策定しようと思っています。ただ、単体でというのはなかなか難しいので、令和9年度からの第10期の介護保険事業計画の中に内包するような形でと考えています。それにあたり、国も言っていますように、当事者の方、家族の意見も聞きながら作っていくという方向で現在考えています。

○山本会長

東員町が認知症にやさしい町のモデルになろうね、となれば嬉しいと思いますので、よろしくお願ひします。その他いかがでしょうか。

○近田委員

健康寿命を延ばすという方策というのは、具体的にどんなことをされていますか。

○事務局（課長）

健康寿命の延伸という表現を様々な取り組みの時に使わせていただけていますが、具体的にこれすればというのはなかなか限定できません。ただ結果として東員町は三重県内で毎年ほぼ最上位となっています。理由を考えますと、町民の方々の健康意識の高さであったり、社会参加の率の高さ、特に言われているのが男性の方の社会参加が他の市町村より高いと言われてますし、

様々なことが影響し合って、今この数字が出てると思っていますので、それらを参考にしながら健康長寿課として取り組んでいるのは、町民の方が自身の健康に興味を持っていただいて様々なことに取り組んでいただくとか、介護予防であったりフレイル予防に取り組んでいただく、社会参加を促進していく、そういった部分をしっかりと取り組み、結果としてそういったことに繋がれば良いかなと思っています。これをすれば健康寿命が伸びるという確定的なものはないと思っています。

○近田委員

健康寿命の件でPRですが、

ちょっとPRなんですが、4月4日、東員町は非常に史跡や民話が豊富ですから、それを巡るウォーキング会を天気がよければやります。非常に良いウォーキング会になると思いますからPRよろしくをお願いします。雨が降ったら1週間延ばします。

○芝田委員

限られた予算と人員の中ですごくたくさんの方の取り組みをやっていただいていると思います。会長が最初におっしゃられたように高齢者が増えていて、ますます役割がこう増えていくんだらうなという実感ですので、やはり効率的な事業運営をいただければと思います。

○山本会長

これで全協議事項が終了いたしましたので進行を事務局にお返しします。

○事務局（課長補佐）

山本会長、福本副課長ありがとうございました。最後にその他の事項で何かございますか。なければ、本日の会議はこれにて終了いたします。

皆様、長時間にわたりご協力いただき誠にありがとうございました。